

いじめのない子どもの笑顔あふれるまち☆ふじみ

みんなで応援！

富士見市いじめ防止サポーター制度要領

- 1. 趣旨：**富士見市では、「富士見市いじめ防止条例」を制定しました。市全体が総力を挙げていじめ防止に取り組むため、市内の事業者・団体のみなさんの協力をお願いするものです。

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるため「いじめ防止サポーター」事業所・団体として認定させていただき、地域でのいじめ防止の促進と気運を高めていくものです。

- 2. 認定対象：**市内に事業所がある、又は活動拠点があり、上記の趣旨に賛同し、下記活動、又はいじめ防止を目的とした活動を実施する事業所及び団体。

3. 活動内容（例）：

①事業者

- ・いじめ防止のための看板を設置する（店舗・事務所等）
- ・自社の車にいじめ防止ステッカーを貼る
- ・自社の広報活動にいじめ防止等の文言を追加する
- ・社員へのいじめ防止啓発・呼びかけ
- ・その他いじめ防止のための啓発・呼びかけ

②団体

- ・子どもたちへ「いじめ防止」の呼びかけ
- ・いじめ防止パトロール
- ・会員へのいじめ防止啓発・呼びかけ
- ・その他いじめ防止のための啓発・呼びかけ

<呼びかけ例>

- ・日ごろから子どもたちの様子を見守る。
- ・少しでも変だなと思ったら声をかける。
- ・各家庭で、子どもと一緒に学校や友達のことを話題にして、子どもの些細な変化も見逃さないように心がける。

4. 申請方法：別紙認定申請書を富士見市役所子育て支援課へ

- ・郵送または持参

富士見市大字鶴馬 1800-1 〒 354-8511

- ・FAX

049-251-1025

- ・メールまたは市ホームページ（専用フォーム）

kodomo@city.fujimi.saitama.jp

5. 認定式：平成27年8月19日（水）キラリ☆ふじみ 予定

「みんなで応援！富士見市いじめ防止サポーター」認定式

*認定事業所・団体へはご案内を送付します。

6. その他：

1. 認定式にて認定証の交付とステッカーを進呈します。
2. 市のホームページで事業者名・団体名が紹介されます。
3. 「みんなで応援！富士見市いじめ防止サポーター」の名称を使用できます。
4. 先進的な取り組みを、広報にて紹介していきます。

7. 今後のスケジュール：

6月	認定制度周知開始（広報6月・HP掲載） いじめ防止サポーター登録申請受付開始
8月	いじめ防止サポーター認定式（19日・キラリ）
10月	いじめ防止対策報告書受付開始
1月	先進的な取り組みを広報・HPで紹介
3月	新年度登録者募集（広報3月号・HP掲載）
随時	アンケート実施

8. 問合せ：市役所 子育て支援課

電話 049-251-2711（内線204）